

第九十七回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第二号

昭和五十七年十二月二十二日(水曜日)

午後零時十三分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 片岡 清一君

理事 住 栄作君

理事 堀 昌雄君

理事 中井 治君

理事 上村千一郎君

理事 大西 正男君

理事 竹中 修一君

理事 玉沢徳一郎君

理事 中西 啓介君

理事 坂井 弘一君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

自治大臣 山本 幸雄君

出席政府委員

自治政務次官 佐野 嘉吉君

自治省行政局選 岩田 脩君

挙部長 岩田 脩君

委員外の出席者

自治省行政局選 小笠原臣也君

挙部選挙課長 秋山陽一郎君

特別委員会第二 調査室長

委員の異動

十二月二十二日

辞任

宇野 宗佑君

大村 襄治君

田名部匡省君

浜田卓二郎君

粟山 明君

補欠選任

玉沢徳一郎君

中西 啓介君

植竹 繁雄君

高村 正彦君

谷 洋一君

辞任

植竹 繁雄君

高村 正彦君

谷 洋一君

玉沢徳一郎君

中西 啓介君

補欠選任

田名部匡省君

浜田卓二郎君

粟山 明君

宇野 宗佑君

大村 襄治君

十二月二十一日

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案(内閣提出第四号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

同月十六日

衆議院議員の定数配分是正に関する請願(甘利正君紹介)(第一四八七号)

同(安藤巖君紹介)(第一四八八号)

同(河野洋平君紹介)(第一四八九号)

同(田川誠一君紹介)(第一四九〇号)

同(中馬弘毅君紹介)(第一四九二号)

同(中路雅弘君紹介)(第一四九三号)

同外一件(伏木和雄君紹介)(第一四九三号)

は本委員会に付託された。

十二月十四日

都道府県議会議員選挙の運動期間の短縮に関する陳情書(東海北陸七県議会議長会代表愛知県議会議長高橋アキラ外六名)(第一九二二号)

参議院の拘束比例代表制改正に関する陳情書(田無市議会議長佐藤政美)(第一九三三号)

衆議院議員の選挙区に係る旧土気町の千葉県第一区編入早期実現に関する陳情書(千葉県知事沼田武外一名)(第一九四四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案(内閣提出第四号) 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

この際、自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山本自治大臣。

○山本國務大臣 このたび自治大臣に就任いたしました山本幸雄でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

選挙の関係につきましては、平素から議員各位には格別の御高配にあずかり、厚く御礼を申し上げます。

申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤をなすものであります。民主政治の健全な発展のためには、常に国民の政治意識の涵養に努めまるとともに、公正かつ明るい選挙の実現に積極的の努力してまいらなければならぬと存じます。

私といたしましては、職務の重要さを認識いたしまして、あとろ限りの努力を傾注してまいり所存でございますので、何とぞ御指導、御協力のほどお願い申し上げます。(拍手)

○久野委員長 続いて、自治政務次官から発言を求められておりますので、これを許します。佐野自治政務次官。

○佐野(憲)政府委員 このたび自治政務次官を拝命いたしました佐野嘉吉でございます。

当委員会は、民主政治の基盤である選挙制度について御審議をいたたく大変重要な委員会でございます。また、諸先生方はその方面で高い識見をお持ちの方々がかりでございます。皆様方の御指導をいただきながら、山本大臣のもと、議会制民主政治の基幹でございます選挙制度の充実に努

力をいたしてまいりたいと存じております。何とぞよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。ごあいさつを終わります。(拍手)

○久野委員長 内閣提出、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案及び公職選挙法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。(退場する者あり) まず、自治大臣から趣旨の説明を聴取いたします。山本自治大臣。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案 公職選挙法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○山本國務大臣 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案の提案理由とその要旨について御説明を申し上げます。

御承知のように、都道府県及び市区町村を通じて、全国多数の地方公共団体におきましては、議会の議員または長の任期が明年三月、四月または五月中に満了することとなるのでありまして、現行法によりますと、その任期満了前三十日以内にこれらの地方選挙が集中して行われることになるのであります。

政府といたしましては、前例にもかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と執行経費の節減を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一する必要があると考えます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきまして、(一)明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議員を三月以降に行う場合、(二)これらの議員または長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間に選挙を行うこととなる場合及び(三)明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されていない地方公共団体の議員または長について、選挙を行うべき事由が発生し、三月から五月の間にその選挙を行うこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、四月中旬に任期が満了するものが最も集中していること、年度末の地方議会の会期、選挙運動期間等の諸事情を考慮して、都道府県及び指定都市の議員及び長の選挙についてはこれをまとめまして四月十日とし、指定都市以外の市、町村及び特別区の議員及び長の選挙につきましてはこれをまとめまして四月二十四日とし、いずれの期日も、選挙人の便宜、投票所施設の確保の必要性等を配慮して日曜日といたしております。

第三に、この法律の規定により統一した期日に行われる各選挙は、同時選挙の手続によつて行うものとして選挙管理事務の簡素化を図るとともに、都道府県の選挙の候補者となつた者は、関係地域において行われる市区町村の選挙の候補者となることができないこととして重複立候補による弊害を除くことといたしました。また、任期満了による選挙について、後援団体に關する寄附等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすることしたほか、都道府県の議員の選挙に立候補するため昭和五十八年三月二十九日から同月末までに退職する市区町村の

議員の議員について共済給付金の計算上不利がないようにいたしております。

なお、この法律の規定の適用を受ける選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができるものと、選挙の円滑な執行を図ることといたした次第であります。

以上、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

続きまして、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における地方公共団体の長の選挙の実態等にかんがみ、地方公共団体の長の選挙に係る当選人の繰り上げ補充については、同点者がある場合に限り、これを行うこととするよう所要の改正を図ろうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員長 これにて両案の趣旨説明は終わりました。

次回は、来る二十四日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和五十八年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。

以下同じ)の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議員及び長の選挙にあつては昭和五十八年四月十日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議員及び長の選挙にあつては同月二十四日とする。

2 前項の地方公共団体の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十八年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日の前日までに開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議員又は長以外の地方公共団体の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十八年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日以前に開始するときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 昭和五十八年三月十六日

二 指定都市の長の選挙 昭和五十八年三月二十一日

三 都道府県及び指定都市の議員の選挙 昭和五十八年三月二十九日

四 指定都市以外の市及び特別区の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十四日

五 町村の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十七日

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行われる都道府県の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議員の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百九条第二項の規定により同時に行う。

第四条 第一条の規定により昭和五十八年四月十日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行われる選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法(以下「改正前の公職選挙法」という。)第六十八条第二号

条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 昭和五十八年三月十六日

二 指定都市の長の選挙 昭和五十八年三月二十一日

三 都道府県及び指定都市の議員の選挙 昭和五十八年三月二十九日

四 指定都市以外の市及び特別区の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十四日

五 町村の議員及び長の選挙 昭和五十八年四月十七日

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行われる都道府県の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議員の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百九条第二項の規定により同時に行う。

第四条 第一条の規定により昭和五十八年四月十日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十四日に行われる選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法(以下「改正前の公職選挙法」という。)第六十八号第二号

条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

(改正前の公職選挙法第四十六条の第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条第九項の規定の適用については、改正前の公職選挙法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(後援団体に関する寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行われる選挙について、改正前の公職選挙法第九十九条の五の規定を適用する場合には、同条第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

(共済給付金の特例)

第六条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の議会の議員が第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和五十八年三月二十九日から同月三十一日までの間に退職した場合又は当該期間内に当該公職の候補者としての届出(推薦届出を含む。)がされたことにより改正前の公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第一百五十八条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員に任期満了の日(その日が昭和五十八年四月十日以後であるときは、同月九日)まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

(政令への委任)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、第一条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が昭和五十八年三月、四月又は五月中旬に満了することとなる実情に鑑み、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項中「当選人とならなかつたもの」の下に「地方公共団体の長の選挙については、同条第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたもの」を加え、同条第二項中「同点者の場合」を削る。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の公職選挙法第九十七条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)について適用する。  
(改正前の公職選挙法第九十七条第一項の規定の適用に係る特例)

3 この法律の施行の日から公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙(公示日以後にその期日を告示されるものに限る。)についての公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十

七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の公職選挙法第九十七条第一項の規定の適用については、同条第一項中「当選人とならなかつたもの」とあるのは、「当選人とならなかつたもの(地方公共団体の長の選挙については、同条第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたもの)」とする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

4 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
第十一条の表第九十七条第二項の項中「同点者の場合」を削る。

理由

最近における地方公共団体の長の選挙の実態等にかんがみ、地方公共団体の長の選挙の当選人に係る繰上補充について同点者の場合に限ることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年十二月二十五日印刷

昭和五十七年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K